

令和7年（フ）第713号

愛知県豊田市小坂本町一丁目49番地1パークホームズ豊田小坂本町301号
破産者 株式会社コンプエイト
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第1040号

大阪府東大阪市御厨南2丁目1番38号アバンティハブノ里
破産者 株式会社ジャパン・アセットマネジメント
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1559号

大阪市平野区加美東6丁目2番7号
破産者 栄和電気設備株式会社
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第41号

奈良市二条町一丁目1番60号
破産者 株式会社ブラコンサ
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第108号

奈良県桜井市大字東田67番地の2
破産者 株式会社KAME
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第65号

奈良県香芝市平野189番地の1
破産者 株式会社花光

1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第419号

大分市長浜町三丁目16番3—401号
破産者 株式会社フォレストエイト
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第462号

大分市松原町三丁目4番8号
破産者 有限会社クローバードント
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第9号

大分市大字家島125番地の1
破産者 有限会社ケイボディー
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第95号

北海道室蘭市本輪西町3丁目16番29号
破産者 株式会社plusF
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和8年（フ）第104号

北海道釧路郡釧路町緑4丁目7番地
破産者 木田 万亀
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第768号

東京都稲城市押立1005番地の1ラポール201
破産者 田中 智大
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1018号

東京都八王子市高尾町1822番地グランメール207号
破産者 原村 邦彦
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1108号

東京都日野市神明4丁目26番地の30クロノス神明201
破産者 長谷川智一
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1118号

東京都東村山市久米川町3丁目13番地8ザシエスタ東村山ブリックハウス102
破産者 渡邊 真輝
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1173号

東京都八王子市宮下町340番地2エクセレント宮下町101号
破産者 清水 弘道
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第495号

東京都港区虎ノ門3丁目18番12—807号
破産者 株式会社デルタエム

1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1070号

横浜市緑区霧が丘5丁目13番32号
破産者 株式会社VINTALE
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第40号

長野県諏訪市大手一丁目2番12号
破産者 株式会社昭和設備
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和8年（フ）第47号

三重県度会郡南伊勢町神前浦200番地
破産者 濱地 明美（旧姓後藤）
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第919号

京都市中京区三坊猪熊町北組362
破産者 HACHIKU株式会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第466号

京都市西京区大枝北杵掛町一丁目5番地2—406
破産者 特定非営利活動法人少子化支援ネットワーク
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係